

2 川 監 公 第 9 号
令和 2 年 6 月 1 0 日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和元年 1 0 月 1 0 日付け 1 川監公第 5 号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

2 川 総 コ 革 第 2 6 号

令 和 2 年 4 月 3 0 日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年10月10日付け1川監公第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

令和元年度第1回定期（工事）監査の結果に対する措置状況

1 工事費の積算に当たり適切な見積依頼を行うべきもの

[指摘の要旨]

見積依頼書の仕様内容の確認が十分でなかったことによる誤記載や不明確な記載があり、また、修正した見積依頼書による再度の見積依頼を行っていなかった事例。

[措置内容]

指摘事項については、設計・積算関係職員を対象とした研修会を開催し、見積依頼が適正に運用されるよう周知徹底を図りました。

今後は、見積依頼を適正に行うよう努めます。

（工事番号1）（上下水道局下水道部施設課）

2 随意契約における間接工事費等の積算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

同一施設内で、同時期に、同一施工業者に随意契約で工事を発注するに当たり、間接工事費等の調整を行っていなかった事例。

[措置内容]

指摘事項については、間接工事費等の調整を行っていなかったことから、間接工事費等の調整を行うことについて、運用資料の内容を課内で再確認するとともに、局として統一された運用とするべく、設計関係職員に対し文書での通知による再確認と運用の周知徹底を図りました。

今後は、間接工事費等の積算を適正に行うよう努めます。

（工事番号19）（上下水道局水管理センター水道施設管理課）

3 産業廃棄物の処理に係る設計変更を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

追加で発生した石綿含有産業廃棄物の処理について、請負者と書面での協議を行わず、また、変更設計書に処理費を計上していなかった事例。

[措置内容]

指摘事項については、設計・積算関係職員を対象とした研修会を開催し、設計変更が適正にされるよう周知徹底を図りました。

今後は、設計変更を適正に行うよう努めます。

(工事番号 29) (上下水道局中部下水道事務所工事課)

4 設計変更における共通仮設費を適正に計上すべきもの

[指摘の要旨]

表層安定処理の追加施工に伴う設計変更に当たり、内容確認が十分でなかったため、付随して共通仮設費に積上げるべき運搬費及び技術管理費を計上していなかった事例。

(注) 表層安定処理とは、地盤にセメント等の固化材を混ぜ合わせ、地盤の強度を高める工法をいう。

[措置内容]

指摘事項については、設計・積算関係職員を対象とした研修会を開催し、設計変更が適正にされるよう、周知徹底を図りました。

今後は、設計変更を適正に行うよう努めます。

(工事番号 29) (上下水道局中部下水道事務所工事課)